

2022（令和4）年2月25日

Salute. Lab株式会社

代表取締役 墨谷 剛史 殿

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX048-829-7444

理事長 池本 誠司

## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、内閣総理大臣より、消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体の認定及び消費者裁判手続特例法第65条第4項の規定に基づく特定適格消費者団体の認定を受けております。

ところで、貴社は、令和3年6月25日、消費者庁より、貴社が販売していた「イオニアカードPLUS」（以下、「本件商品」といいます。）に関して、景品表示法8条第1項に基づく課徴金納付命令を受けております。

そこで、当会は、貴社に対し、上記貴社の対応につきまして、以下のとおり申入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する回答を、2022（令和4）年3月18日までに、書面にて当会までご送付くださいますようお願いいたします。なお、本申入書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表する旨を念のため申し添えます。

## 記

当会からの2021（令和3）年9月30日付けお問い合わせに対して、貴社から令和3年10月12日付け回答書によりますと、本件商品について、「B to B」の卸売りが大半とのことですが、貴社のオンラインサイトによる販売もされていたかと思えます。

また、債務不履行に関して、「本件商品の性能や実際の広告表示においても必要な説明を行っていた」としつつ、「各消費者の主観的な事情を含めた個別の事情を総合考慮して判断されるものと理解」とのことですが、貴社に対する措置命令は、貴社が表示していた内容に対して、「当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏

付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった」として処分がされているものであって、当該処分内容からしますと、貴社のご主張に疑問が残るところです。

そこで、あらためて以下の①ないし⑥について、明らかにしていただきたく思います。

- ① 貴社が、令和2年4月1日から令和3年2月17日までの間に、本件商品を販売した個数、及び、契約件数
- ② 上記①のうち、貴社が販売した本件商品を購入した消費者の連絡先を把握している件数
- ③ 本件商品を購入した消費者に対して、貴社の自主的な返金対応の有無
- ④ 上記③にて、自主的な返金対応を取っている場合、その案内方法、及び、上記②の連絡先を把握できている消費者に対して、本件商品の購入代金の返金についての連絡をしているかどうか。
- ⑤ 実際に返金対応された個数、及び、契約件数（なお、可能であれば、貴社の自主的な返金対応をしている場合には、貴社の自主的な返金における件数と消費者側からの申出・請求等により返金対応した件数の内訳もご回答下さい。）
- ⑥ 貴社がご主張される「本件商品の性能や実際の広告表示においても必要な説明を行っていた」とは具体的には、どのような方法、内容なのでしょう。オンラインによる消費者向け、B to Bの卸売りにおける事業者向けに関し、それぞれご回答下さい。

また、貴社が、上記①乃至⑤についての把握、対応等をされていない場合には、貴社のサイト上における案内、及び、連絡先を把握している購入者に対する返金対応等の案内をしていただきたく、申入れをさせていただきます。

以 上

《本件に関する問合せ先》

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 加藤

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444